

ファミリーシップ制度の導入(「豊島区男女共同参画推進条例の一部を改正する条例」)
パブリックコメント実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 実施期間 令和 6 年 7 月 13 日(土)～令和 6 年 8 月 13 日(火)
- (2) 周知方法 広報としま 7 月 11 号掲載、区ホームページ掲載
- (3) 閲覧場所 男女平等推進センター、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、中高生センタージャンプ、子どもの権利相談室、教育センター、区ホームページ
- (4) 受付方法 郵送0件 FAX0件 メール7件 窓口持参 6 件
- (5) 意見件数 20件
※同一人(団体)から複数の意見が提出されたため、(4)受付件数の合計と一致しない。

2 ご意見の概要と区の考え方

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	改正案に賛成する。 法律上結婚できないカップル、またその近親者の関係を行政が保障することは当然といえる。 地方から国に、多様な性自認・性的指向の人々の結婚の平等をはたらきかけてほしい。	1 件	ファミリーシップ制度の趣旨にご理解いただきありがとうございます。 区は、人権尊重の観点から、法律による婚姻制度のない多様な性自認・性的指向の人々への支援のため、平成 31 年 4 月に豊島区パートナーシップ制度をスタートし、このたび、更に支援を拡充するため、ファミリーシップ制度を導入することとしました。これからも、多様な性自認・性的指向の人々への支援や性の多様性に関する理解促進のための取組みを進めていきます。

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
2	ファミリーシップ制度の導入に賛成する。近親者という表現が分かりやすい。子どもの権利にも配慮し、申立てで子どもの氏名等を削除できるというのもいい。オンラインでも届出できるとよい。	1 件	ファミリーシップ制度の導入にご理解いただきありがとうございます。 ファミリーシップ制度の届出については、オンラインでの届出も検討していきます。
3	ファミリーシップ制度の導入に賛成である。	4件	ファミリーシップ制度の導入にご理解いただきありがとうございます。 これからも、多様な性自認・性的指向の人々への支援や性の多様性に関する理解促進のための取組みを進めていきます。
4	ファミリーシップ制度導入以前にパートナーシップ制度自体が婚姻制度と整合的でなく問題がある制度なのでやめるべきである。 性の多様性当事者を特別扱いしている点でも問題である。 ファミリーは家族法で決めることであり国の事業であるから、地方自治体の権限ではない。	1 件	区は、人権尊重の観点から、法律による婚姻制度のない多様な性自認・性的指向の人々への支援のため、平成 31 年 4 月に豊島区パートナーシップ制度をスタートし、このたび、更に支援を拡充するため、ファミリーシップ制度を導入することとしました。両制度とも、その利用によって、法的な権利義務を発生させるものではないため、婚姻制度との整合性については問題ないと考えております。 これからも、多様な性自認・性的指向の人々への支援や性の多様性に関する理解促進のための取組みを進めていきます。

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
5	ファミリーシップ制度を男女(異性)カップルも使えるようにしてほしい。	2件	ファミリーシップ制度は豊島区パートナーシップ制度と一体で運用することになりますが、豊島区パートナーシップ制度は一方又は双方が多様な性自認・性的指向であることを要件の一つとしております。 したがって、その要件に該当すれば、戸籍上同性・異性であるかに関わらず制度の利用が可能です。
6	事実婚の人も条例に入れてほしい。	4件	区では、同条例第2条第7号でパートナーシップを「互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認又は性的指向の2人の者の関係をいう。」と規定しています。豊島区パートナーシップ制度はパートナーシップの2人が届出した場合に区長が確認の上、受理証明書を交付する制度です。多様な性自認・性的指向の人々は性的少数者のことを表しており、届出において、戸籍上の同性・異性を問いませんが、法律上の婚姻を選択しない事実上婚姻関係にあるとみなされる方(性的少数者に該当しない方)は含みません。 そのため、パートナーシップ制度と一体で運用するファミリーシップ制度についても事実婚を含まない形での制度設計としておりますが、事実婚の方については、現状でも、すでに区の様々な施策において、法律上婚姻関係にある方と同様の対応が図られているものと思料します。

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
7	近親者の範囲に事実婚にある方の子も対象としてほしい。豊島区男女共同参画推進条例第7条第3項では配偶者の定義に事実婚も含むので、矛盾がある。	1件	NO.6の区の考え方に記載のとおり、豊島区パートナーシップ制度との整合性の観点から、パートナーシップ制度と一体で運用するファミリーシップ制度についても事実婚にある方の子を含む制度設計をしておりません。 なお、ご指摘の条例第7条第3項は配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む意であり、パートナーシップの関係にある方に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む意ではないため、矛盾はないと考えております。
8	事実婚の人を救える制度を導入してほしい。	1件	事実婚の方については、すでに区の様々な施策において、法律上婚姻関係にある方と同様の対応が図られているものと思料します。 また、ファミリーシップ制度については、NO.6の区の考え方に記載のとおり、豊島区パートナーシップ制度との整合性の観点から、事実婚を含まない形で制度設計しております。
9	パートナーシップの対象に、事実婚が含まれている場合は、その旨明示してほしい。	1件	NO.6の区の考え方に記載のとおり、豊島区パートナーシップ制度は事実婚を対象外としております。

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
10	ファミリーシップ制度は、豊島区パートナーシップ制度と別にすべきである。 豊島区パートナーシップ制度と関係がない親子や兄弟同然の付き合いがある方も「近親者の入院や施設入所の際に親族として連絡をもらえる、面会ができるなど日常生活上の利便性向上」があるべきである。	1 件	ご意見にあるような関係性のある方の利便性向上も、そのお気持ちを慮ると大切なことですが、ファミリーシップとしてその関係性を明確に規定することが困難なため、区が制度化して取り組むことは難しいと認識しております。
11	豊島区パートナーシップ制度がどの程度使われているのか、ファミリーシップ制度がどの程度使われる予定なのか、それにかかる経費の記載がない。 パブリックコメントを求めるにあたってこの情報がないと適切な意見が言えないため、上記内容を含めて改めてパブリックコメントをやり直すべきである。	1 件	「ファミリーシップ制度の導入について」は、制度設計の内容(改正条例条文や近親者の範囲、主な手続きなど)についてのご意見を募集する趣旨で、パブリックコメントを実施いたしました。経費の記載をしてのやり直しは考えておりません。 ちなみに、豊島区パートナーシップ制度は令和 6 年 8 月 13 日時点で 70 組のご利用があります。

その他条例に関するご意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
12	苦情処理制度のあり方について 誰が責任を持つのか、また、申出の趣旨を正確に反映できるよう、申出者が資料を提出できることを条例上規定してほしい。	1 件	条例で制度の根幹を規定し、具体の 手続きや運用は規則や事務処理要領で規定しています。 ご意見の内容については、運用の見直しの際、参考にさせていただきます。
13	豊島区男女共同参画推進会議の委員選定にあたっては、区長の委嘱以外にも区議会で推薦、委嘱できるようにしてほしい。	1 件	豊島区男女共同参画推進会議は地方自治法第 138 条の4第 3 項に定める執行機関(区長)の附属機関として設置されており、条例第 15 条に委員は区長が委嘱すると規定しています。 なお、区議会から推薦を受けた 4 名の区議会議員が区長より委員として委嘱されています。